# 実施方針に関する質問書及び回答

おしている。		該当箇所										
公園の公園に	No	タイトル	頁	又 は	数	(数)	数)	***	カナ	(カナ)	質問	回 答
大手等の事業を表 入れ、金田	1		8	II	3	(2)	3)				価格を含んだ事業全体の提案価格のことを意味するのでしょうか。	
次漢音(理解性   10   11   2   12   12   13   13   14   10   13   13   14   10   14   10   15   10   10   10   10   10   10	2	集及び選定に関	10	Ш	2	(2)	1)				『入札参加資格審査 入札に参加しようとする者(以下)応募者)という。)の各構成員及び協力企業が、入札説明書等に示す共通の参加資格要件及び各担当業務の個別の参加資格要件を満たしているか審査を行い、満たしていないと判断した応募者は失格とする。』と記載されています。 協力企業(設備設計事務所)として参加する場合に県内又	また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるもの とします。 よって、本業務では、5(1)に定める構成企業のみとなります ので、要件は、5(6)に記載のとおり、構成企業は県内事業者 とする必要があります。 また、設備設計事務所が参加する場合は、構成企業若しく は、下請企業としての参加となります。
一次世帯(四級関 10	3		10	III	2	(2)	2)				て公表される認識でお間違いでないでしょうか。また記載内容 (事業コンセプト、事業理解度等)・体裁(最大枚数)につき、想	記載内容・体裁については、現時点の想定は以下のとおりです。 ・記載内容:事業コンセプト、実施体制、事業期間の考え方、配置・住戸計画、入居者移転計画の考え方、余剰地活用の考え方
## 集及万窟北ス 11 Ⅲ 3	4		10	III	2	(2)	2)					No.3のとおりです。
<ul> <li>企業は県外業者でも可能ですか。</li> <li>企業は県外業者でも可能ですか。</li> <li>が、機能及と記載とめるところを構成企業に扱う与えします。</li> <li>お、、実施分割から出るところを構成企業に扱う与えいでします。</li> <li>お、、実施分割から出るところを構成企業に扱う与えいでします。</li> <li>お、、実施分割から出るところを構成企業に扱う与えいでしまった。</li> <li>お、、実施を対からよいでは、最近を観えらい、構成企業に選挙与を表します。</li> <li>お、、実施を持いには、ないと思いでは、本業務では、場に最上協力企業の区分はなく、新記で、またこででいず株成員によ、協力企業は含まれないという認識でお助するというといった。</li> <li>おどの設立の必要はないという認識ではいませていまった。</li> <li>特定事業契約の 13 Ⅲ 4 (8)</li> <li>おこの数立の必要はないという認識では対しまった。</li> <li>おこの表がなのと表はないという認識では関係しないでしまった。</li> <li>株成良と協力企業の区分はなく、新記で、また。様成良と協力企業の区分はなく、新記で、また。様成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、株成良と協力企業の区分はなく、新記で、また。様成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、株成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、株成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、大きの表別です。</li> <li>対力を施していただくとは可能でしたが、本事業では、様成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、技力を発展していただくとは可能でしまった。</li> <li>お、構成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、技力を表していただくとは可能でしまった。</li> <li>、構成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、技力を表していただくとは可能でしまった。</li> <li>、機成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、技力を表し、は、協力企業は、非成良と協力企業の区分はなく、新記で、は、技力を表していたが、とい、は、協力企業は、は、財力を表しては、構成良と協力企業の区分はなく、新記で、といともないを対力を表していた。</li> <li>、機成良等の明示 13 Ⅲ 5 (1)</li> <li>「株成良日への場内・事業をでいたののとしたの、会社の企業に扱う事業をでいていたの。また。 実施の表ののまた。 実施を表していたの。また。 実施の表しました。 また、 は、対しないといら、大力の主ないというのと、表しないといった。 また は、成立を表しないというの。 実施力があいまた。 また、 は、対しないといらい、大力、表しないといらいといらい。 また、 は、対しないといらい、大力、表しないといらい。 また、 は、成立を表しま、 は、力を表しないというという。 また、 は、対しないといらいといる、表しないといらいといる。 また、 は、成立を表しないといらいというの。 実施力があいまた。 また、 は、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と、成立と</li></ul>	5		11	III	3						考用)及び二次選考(提案審査)において提出する事業提案書 (二次選考用)はそれぞれ、参加審査結果通知時及び一次選 考合格者通知時に各々の対象者のみに初めて公表されるの ではなく、いずれも入札公告及び入札説明書等の公表時に	そのとおりです。
特定事業契約の   13   11	6	入札参加者の構成	13	Ш	5	(2)						め、実施方針から削除します。 また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるもの とします。 よって、本業務では、5(1)に定める構成企業のみとなります ので、要件は、5(6)に記載のとおり、構成企業は県内事業者
13   III   4   (8)	7		13	III	4	(8)					成員が連名で契約を締結するということでしょうか。 またここでいう"構成員"には、協力企業は含まれないという認	そのとおりです。 本業務では、構成員と協力企業の区分はなく、誤記であるため、実施方針から削除します。 また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるもの
別に加え、図等によりお示しいただくことは可能でしたか。	8		13	III	4	(8)						そのとおりです。
協力企業について、このたび公表された資料の中には明確に 本業務では、構成員と協力企業の区分はなく、誤記で、定義されているものが無いいうにお見受けしますが、本事業に 大機員と配力企業の区分はなく、誤記で、定義されているものが無いいうにお見受けしますが、本事業に 大機員と記載とあるところを構成企業に読み替え 大機の良し張内等業者でするというこは、協力企業は、則やす 業者を定成外の事業者の参加を踏また。	9		13	III	5	(1)						また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるもの とします。
11   構成員等の明示   13   III   5   (2)	10	De Article Maria	13	III	5	(1)					定義されているものが無いようにお見受けしますが、本事業における協力企業とは何ですか?また、13頁 III・5・(6)構成員への県内事業者の参加を踏まえ、構成員は県内事業者とするということは、協力企業は、県内事業者及び県外の事業者(つまり県外事業者も可)ということになるかと存じます。 その場合、構成員と協力企業という呼称の区別は、前述の"構成員-県内事業者"と"協力企業と県内事業者及び県外の事業	本業務では、構成員と協力企業の区分はなく、誤記であるため、実施方針から削除します。 また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるものとします。 よって、本業務では、5(1)に定める構成企業のみとなりますので、要件は、5(6)に記載のとおり、構成企業は県内事業者とする必要があります。
12   構成員への県内 事業者の参加	11	構成員等の明示	13	III	5	(2)					の構成と定義を踏まえ、構成員とは、構成企業のうち協力企 業を除いたもの、すなわち設計企業、工事監理企業、建設企 業、余剰地活用企業を指すという理解で間違いないでしょう	め、実施方針から削除します。 また、構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるもの
14	12		14	III	5	(6)					員になれるのは、県内事業者のみということでしょうか?	構成員と記載とあるところを構成企業に読み替えるものとします。 い。11の回答をご確認ください。 また、(6)のタイトルは「構成企業の参加条件」に修正します。
14       応募者に求める 参加資格要件       15       III 6       (2)       入札参加者の構成と定義を踏まえると、協力企業も各要件を 満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか?         15       応募者に求める 参加要件       16       III 6       (2)       ①       設計業務についてアからエの要件全てを1者が満たす場合、 他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしいです。 か。       本業務の構成企業は、5(6)の要件がかかるため、県外のお下請企業で参画することを認めます。         16       III 6       (2)       ②       工事監理業務についてアからエの要件全てを1者が満たす場合、他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしいですか。       本業務の構成企業は、5(6)の要件がかかるため、県内を記録の書の参加はできません。         6       ※加要件       (2)       ②       ②       ですか。       本業務の構成企業は、5(6)の要件がかかるため、県内を記録の書の参加はできません。         6       ※加要件       (2)       ②       ②       ②       ②       ですか。       本業務の構成企業は、5(1)の要件がかかるため、県内を記録を加まるととを認めます。       本業務の構成企業は、5(1)の要件がかかるため、県内を記録を加まるとと認めます。       本業務の構成企業は、5(1)の要件がかかるため、県内を記録を加まるとと認めます。       本業務の構成企業は、5(1)の要件がかかるため、県内を記録を加まるとと認めます。       本業務の構成企業は、5(1)の要件がかかるため、県内を記録を加まるとと認めます。	13		14	III	5	(6)						No.11の回答をご確認ください。
15       応募者に求める 参加要件       16       Ⅲ       6       (2)       ①       他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしいです か。       者以外の者の参加はできません。 なお、CLTに係る部分の設計業務については、県外のが下請企業で参画することを認めます。         16       応募者に求める 参加要件       16       Ⅲ       6       (2)       ②       工事監理業務についてアからエの要件全てを1者が満たす場 合、他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしい ですか。       本業務の構成企業は、5(6)の要件がかかるため、県内 者以外の者の参加はできません。 なお、CLTに係る部分の工事監理業務については、県 業者が下請企業で参画することを認めます。	14	応募者に求める	15	III	6	(2)					入札参加者の構成と定義を踏まえると、協力企業も各要件を	No.11の回答をご確認ください。
16	15	応募者に求める 参加要件	16	Ш	6	(2)		1			他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしいです	なお、CLTに係る部分の設計業務については、県外の事業者
建設企業のうち建 建設企業のうち建 建設企業を行う協力企業参加者も、「鳥取県 入 村 参加者 A No 11の回答をご確認ください。	16	応募者に求める 参加要件	16	Ш	6	(2)		2			合、他の者はイを満たす鳥取県外の者が参加してもよろしい	者以外の者の参加はできません。 なお、CLTに係る部分の工事監理業務については、県外の事
17	17		17	Ш	6	(2)		3	1)	ゥ	等級」が必要でしょうか。	
応募者に求める	18		17	Ш	6	(2)		4	1		録、認定等)及び資格者を有すること。とは、具体的にどのよう	応募者において余剰地で提案していただく用途を開設・事業 実施するにあたり必要となる資格等となります。
	19	設計•建設段階	26			(2)						該当項目はPFI事業者のリスク分担の間違いです。『県:●、 PFI事業者:なし』を『県:なし、PFI事業者:●』へ修正します。

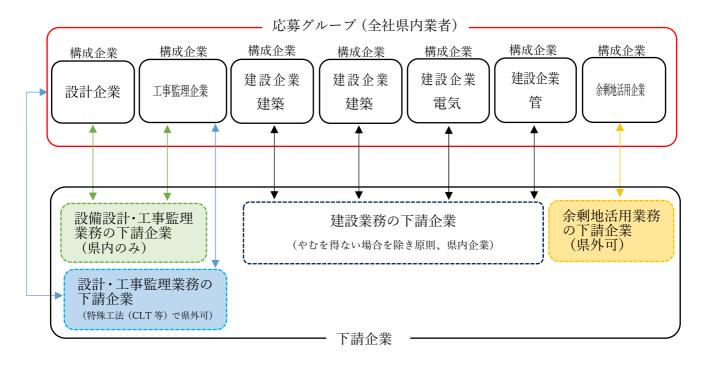
					該当	箇所				質 問 回 答	
N	タイトル	頁	ロマスは章	数	(数)	数)	***	カナ	(カナ)		回 答
20	余剰地活用業務	27			(3)					事ほど左様に、土地の価格変動と市場動向は分離出来得るも のではないように考えますが、価格変動リスクが貴県で市場リ	事業者が提案された余剰地活用業務を実施する上で、周辺 の土地利用の市場動向により、当該余剰地活用業務の運営
2:	その他									県営住宅の永江団地において、社会福祉法人こうぼうえん様が行っているように、建物の中の居室を事務所として賃借し、その対価として、団地高齢者の見守り支援として補助金を県から受け、賃料と相殺するスキームがとられている。今回の上粟島団地計画においては、福祉事業者に対して賃料または余剰地活用の建設費に対して、上述のような補填の役割を果たす見守り支援の補助金は受けられるのか?	本業務では、質問いただいているような事業スキームは想定していないため、補助金の予定はありません。

### 要求水準書(案)に関する質問書及び回答

	該当箇所					箇所					
No	タイトル	頁	ロマスは章	数	(数)	数)	*	カナ	(カナ)	質問	回答
1	余剰地の取得に 関する条件	51	10	1	(2)	3)				『PFI事業者からの入札時の提案価格"とありますが、余剰地の 土地の購入に係る提案価格と読み替えて問題ないでしょう か? その場合、提案時に当該余剰地の購入価格を提示するという ことでしょうか? また総事業費の提案価格と、トータルの総事業費には含まれず、 また総事業費の提案価格と当該余剰地の購入に係る提案価格とを併せて別々に提示するという理解でよろしいでしょう か?	二次選考の提案時に余剰地の購入価格を提示いただきます。
2	余剰地取得の流れ	53	10	1	(3)					余剰地売買契約は、貴県と余剰地活用企業との間で締結することになっていますが、余剰地の購入は余剰地活用企業が自身の費用負担で行うという理解でよろしいでしょうか?	県は余剰地の売買契約は余剰地活用企業と行いますが、費 用負担については、構成企業のいずれか、または複数の企業 で負担いただいても差支えありません。
3	余剰地取得の流れ	53	10	1	(3)					余剰地売払いに関する覚書、余剰地売買契約の当事者は貴 県と余剰地活用企業の2者である認識でお間違いないでしょう か。	
4	施設整備に関す る条件	53	10	1	(4)					余剰地内の施設整備は提案価格(事業費)に含まれる認識でよろしいでしょうか。	提案価格(事業費)には含まれません。
5	施設整備に関す る条件	54	10	1	(4)	3)				余剰地内の施設整備を行うのは、余剰地活用企業ではなく、 PFI事業者ではないですか?	余剰地内の施設整備については、実施者に制約はありません。
6	施設整備に関する条件	54	10	1	(4)	4)	1) 2)			余剰地内に建設する施設の用途について、鳥取県が提案を 期待する高齢者福祉施設の例として、鳥取県が指定する居宅 介護サービス施設とその他の地域包括支援センター、高齢者 サロン、各種福祉支援サービス提供施設等の記載があるが、 評価の基準として、米子市の指定する看護小規模多機能型 居宅介護及び小規模多機能型居宅介護は同列に挙げられる か、同評価となるか教えていただきたい。	
7	施設整備に関する条件	54	10	1	(4)	4)	1) 2)			余剰地活用の福祉サービスの開始時期が、6年後の令和12 年4月となっているが、福祉事業者が今回の計画を提案する にあたり、6年後には現在計画している県や市が指定を行う サービスについて100%指定を受けられる確約は無い。 これは、どの法人も指定介護サービス事業所を計画する際に は、同条件であると考える。 提案書を作成するにあたり、考えられうる計画を列記すること は可能であるが、上述の理由により100%実施しなければなら ないということを義務として課されると提案できることが限定さ れてしまう。 提案よたものについては可能な限り実現に向けて努力すると いうことで評価をしていただけるものか確認したい。	余剰地活用の提案内容は、事業実施の確実性も含めて評価・審査を行います。 評価の視点等については、公告時に公表する落札者決定基準をご確認ください。 ご質問のとおり福祉サービスの指定権者の判断もあるため、要求水準書54P1(4)5のとおり関係行政庁とよく調整を行い提案をお願いします。 なお、提案内容については基本的には実施が義務付けられますが、本業務期間中の急激かつ予測不能な情勢変化等により、最大限の実現に向けての努力を行ったが、提案内容が実現できなかったと判断できるような場合は、その時に別途調整することになります。

## 実施方針に関する質問及び回答【No.9 入札参加者の構成と定義】

#### ■応募グループ、構成企業、下請企業のイメージ図



#### <用語の定義>

応募グループ:本業務に応募した複数の企業で構成されるグループ

: 事業計画策定業務、建替整備業務、余剰地活用業務を実施する県内企業である設計企業、工事監理企業、建設企業、余剰地活用企業の各企業 構成企業

下請企業 : 構成企業から本業務に関わる業務の一部を受託する第三者及び当該第三者からさらに

業務の一部を受託する別の第三者、以降同様に業務の一部を受託する構成企業以外の

企業